

第 24 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 7 月 25 日（金）午前 9 時 34 分から 9 時 57 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎	
	3 番	高田 真盛	4 番	黒木 りか	
	5 番	小山 幸良	7 番	寺内 秀昭	
	8 番	福 富久	9 番	原 雅喜	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	浦口 啓一郎	ロ.	片板 大作
ハ.	上妻 亜紀	二.	小脇 尚武
ホ.	野里 一則	へ.	崎田 善昭
ト.	雨田 俊哉	チ.	原田 晃生

4. 欠席委員

会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎			
農業委員	6 番	中之藺 堅二郎	1 0 番	上山 幸夫	

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 16 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業委員会委員の辞任について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 議長 長 ただ今から、第 24 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
（「はい。」の声あり。）
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 7 番 寺内秀昭委員、8 番 福富久委員を指名します。
- 議長 長 日程第 2、（議案協議）議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 16 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 長 それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。事務局。
- 事務局 資料の 2 ページをお開きください。
議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画（案）の承認についてです。農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権 10 件を定めたいので、承認を求めるものです。
資料の 3 ページをご覧ください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
存続期間は令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までの 5 年間で 7 件、令和 7 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までの 10 年間で 3 件の合計 10 件です。
利用権の設定をする者の数、利用権の設定を受ける者の数はそれぞれ 9 人になります。件数と設定をする者の数が合わないのは、利用権の設定をする者に重複があるためです。
資料は 4 ページ、内訳書です。
整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、A・70 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、B・50 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 3 筆、地目はすべて田、面積は 4 筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は玄米〇〇kgの現物渡し、期間は 5 年の新規設定です。図面は 8 ページ、9 ページに添付しております。
整理番号 2 番、南種子町〇〇××番地、C・77 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、D・59 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で WCS を耕作します。賃借料は 10 アール当たり〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は 5 年の新規設定です。なお、当該農地はこれまで何年も耕作されず荒れており、整地に期間を要するため賃借料は 2 年間無償とするとのことです。図面は 10 ページに添付しております。
整理番号 3 番、南種子町〇〇××番地、E・63 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、F・45 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽

▽××番ほか2筆、地目はすべて田、面積は3筆合計●●㎡で水稻を耕作します。権利の種類は使用貸借権で期間は10年の再設定です。図面は11ページに添付しております。

5ページをご覧ください。

整理番号4番、南種子町○○××番地、G・87歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、H・39歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて田、面積は2筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は粳○○kgの現物渡し、期間は5年の再設定です。図面は12ページに添付しております。

整理番号5番、北九州市八幡西区○○番××号、I・76歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、J・64歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番、地目は田、面積は●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は10アール当り○○円の年額○○円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は13ページに添付しております。

整理番号6番、福岡県小郡市○○××番地、K・55歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Lが耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか2筆、地目はすべて畑、面積は3筆合計●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り○○円の年額○○円で口座振込、期間は10年の再設定です。図面は14ページに添付しております。

6ページをお開きください。

整理番号7番、福岡県小郡市○○××番地、K・55歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Mが耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り○○円の年額○○円で口座振込、期間は10年の再設定です。図面は15ページに添付しております。

整理番号8番、南種子町○○××番地、N・76歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、Lが耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡でさとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り○○円の年額○○円で口座振込、期間は5年の再設定です。図面は16ページに添付しております。

整理番号9番、南種子町○○××番地、F・45歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、H・39歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番ほか1筆、地目はすべて田、面積は2筆合計●●㎡で水稻を耕作します。権利の種類は使用貸借権で期間は5年の再設定です。図面は17ページに添付しております。

7ページをご覧ください。

整理番号10番、南種子町○○××番地、O・84歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、P・66歳が耕作者です。土地の所在は○○字▽▽××番、地目は畑、面積は●●㎡のうち●●㎡でハウス2棟分となり

ます。レザーリーフファンを栽培し、賃借料は年間〇〇円で口座振込、期間は5年の新規設定です。図面は18ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。議案第1号について質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：Q、譲受人：R 外1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局。

事 務 局 資料の19ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めるもので、所有権移転2件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、鹿児島市〇〇番××号 Q。

譲受人は、南種子町〇〇××番地 Rです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番ほか3筆。地目はすべて田、地積は4筆合計●●m²です。

所有権移転で、贈与及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、20ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は22ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 S。

譲受人が、中種子町〇〇××番地 Tです。

土地の所在が、〇〇字▽▽××番。地目は畑、地積は●●m²です。

所有権移転で、贈与及び名義整理によるものです。

この件につきましては、21ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は26ページから添付しています。

以上の2件につきましては7月10日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号1番、3番委員にお願いします。

3番委員 譲渡人のQさんと譲受人のRさんは親戚関係ではありません。

土地の所在は4筆ですが、現状1筆にまとまっています。Rさんは大型農機を使って作業をしており、水稻の耕作面積を広げていますので、問題はないものと思います。

議 長 整理番号2番、1番委員に説明をお願いします。

1番委員 資料29ページをお開きください。地図上でUと記載されているところが娘のTさんになります。現地は隣の土地になります。SからTさんへの贈与ですが、名義整理ということです。以上です。

議 長 整理番号2番の1番委員。現在の作付け状況など詳しく説明をお願いします。

1番委員 現在は口ベを作付しております。以上です。

議 長 以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号 農業委員会委員の辞任について、を議題とします。

議 長 それでは、事務局より、議案第3号の説明をお願いします。

事務局。

事 務 局 議案第3号 農業委員の辞任について 説明いたします。

農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により、南種子町農業委員会委員の辞任について、農業委員会の同意を求めるものでございます。

資料32ページをご覧ください。令和7年7月10日付けで「〇〇委員」から町長へ、「辞任願」が提出されたことを受け、31ページのとおり、令和7年7月10日付で、町長から農業委員会へ、諮問がありました。

農業委員会等に関する法律第13号第1項に「委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができる。」と定められております。

〇〇委員の辞任の理由は、健康上の理由によるもので、正当な理由に該当すると思われます。

なお、本総会において、ご同意をいただけたら、町長へ答申を行い、町長の決裁日をもちまして、〇〇委員の辞任日となる予定です。

以上、説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

これから、議案第３号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

議 長 異議がないようですので、議案第３号 農業委員の辞任について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成のようですので、原案のとおり承認することに決定します。

議 長 議案第３号については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 ここで、議案にはありませんが、〇〇地区担当委員が１名になることから、今後の残任期間、令和８年７月１９日までの期間において、委員の補充が必要か、どうかの協議をお願いしたいと思います。

事 務 局 農業委員の欠員補充について、説明をします。

欠員補充についてですが、法令上の規定はなく、農林水産省の見解としましても、「欠員が生じたことにより、農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合を除き、１名欠員するごとに、委員を補充する必要はない」とされております。

議 長 ただ今の説明に、質問・意見等は、ありませんか。

〇〇地区担当委員で農地部長の６番委員は、今日は欠席ですが委員に負担もあるかと思しますので、チ推進委員は、協力してお願いできますか。

(推進委員の「はい。」の声あり)

(「異議なし。」の声あり)

議 長 それでは、町長には、「農業委員の欠員補充については、求めない。」ことで、回答します。

議 長 以上で、第２４回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。